

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

水道局		(平成 28 年度)			
監査結果 (指摘事項)			改善措置		
<p>4 公有財産</p> <p>(1) 合理的理由を欠いた使用料減免</p> <p>■貸付資産</p> <p>ガス・水道事業用地としての利用であり、利用者が費用負担するものであるから、地方公営企業の事業に供されていることだけを理由に使用料を全額減免する合理的な根拠は希薄である。</p> <p>使用許可時における使用料減免の審査を適切に行う。使用料を減免する合理的な根拠がなければ、適正な使用料を徴収する。</p>					
<p>目的外使用許可時における使用料減免の取扱いを精査し、以下のとおり適正な使用料を徴収することとした。</p> <p>【ガス管添架】（ガス局） 平成 31 年 4 月 1 日より実施</p> <p>【下水道管（公共）埋設】（建設局） 平成 29 年 4 月 1 日より実施</p> <p>【寺岡制御室設置敷】（宮城県） 令和 2 年 4 月 1 日より実施</p>					
区分	相手先	用途	使用許可数量	場所	許可期間
貸付資産	仙台市ガス事業管理者	ガス管添架	土地 4.17 ㎡	青葉区郷六字葛岡下 10-2	平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月 (3 年間)
	仙台市下水道管理者	下水道管（公共）埋設	土地 22.06 ㎡	青葉区郷六字竜沢 19-2、20-2	平成 26 年 4 月～平成 29 年 3 月 (3 年間)
	宮城県仙南・仙塩広域水道事務所	寺岡制御室設置敷	土地 187 ㎡	泉区紫山 1 丁目 1-9	平成 26 年 4 月～平成 29 年 3 月 (3 年間)